

令和4年度 第2回
長野市社会福祉審議会資料集

令和4年10月4日（水）

長野市役所第一庁舎 5階 庁議室

資料一覧

次 第 1 ページ

委員名簿 2 ページ

資料 No 1 子どもの福祉医療制度の在り方について 3 ページ

資料 No 2 おでかけパスポート事業の見直しについて 6 ページ

【参考資料】

参考資料 1 社会福祉法（抜粋） 10 ページ

参考資料 2 長野市社会福祉審議会条例 11 ページ

参考資料 3 長野市社会福祉審議会運営要領 15 ページ

参考資料 4 長野市職員名簿 16 ページ

令和4年度 第2回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和4年10月4日（火）
午後1時30分～午後2時30分
場所：長野市役所第一庁舎 5階庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員紹介

4 諮 問

5 議 事

諮問事項

- (1) 子どもの福祉医療制度の在り方について
- (2) おでかけパスポート事業の見直しについて

6 その他

7 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

令和4年9月28日(五十音順、敬称略)

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	寺沢 さゆり	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
	西脇 かおる	長野市議会議員	児童福祉	
	布目 裕喜雄	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	東方 みゆき	長野市議会議員	障害者福祉	
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	飯島 富士雄	更級医師会 顧問	障害者福祉	
	小池 正志	長野県社会福祉士会 事務局長	老人福祉	
	小松 仁美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水口 崇	信州大学 准教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	地域福祉 専門分科会 会長
	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	副委員長
	重野 美信	長野市放課後子ども総合プラン 館長・施設長会顧問	児童福祉	
	嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 委員長	地域福祉	
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	宮島 孝夫	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	横地 克己	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	
	臨時委員	畔上 卓也	長野市歯科医師会 常務理事	児童福祉
釜田 秀明		長野市医師会 副会長	児童福祉	
須田 恭徳		長野市PTA連合会長	児童福祉	
高山 久		長野市薬剤師会 専務理事	児童福祉	

子どもの福祉医療制度の在り方について

目的

子ども、障害者、ひとり親家庭の**健康の保持及び生活の安定に寄与**するため、福祉医療費給付金を支給し、もって**福祉の増進**を図る。(根拠:長野市福祉医療費給付金条例)

区分	対象者
①子ども 【41,768人】	0歳～中学校3年生【現物給付(窓口支払1レセプト500円)】
②障害者(児) (70歳未満) 【8,424人】	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1、特別児童扶養手当1・2級
	身体障害者手帳5級、療育手帳B2で所得税非課税世帯
	精神障害者保健福祉手帳1・2級で本人及び同一世帯員が特別障害者手当の制限以内の通院医療のみ ※18歳以下の障害児は所得制限なし
③65歳以上 重度障害者 【6,067人】	身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金等1・2級など
④母子・父子家庭 【6,949人】	母子または父子家庭で、18歳未満の児童とその児童の扶養者 父母のない18歳未満の児童など(但し、高等学校在学中は20歳まで延長可)

【数値】令和4年8月31日現在の支給対象者数

※福祉医療費は、医療費の一部負担金の内、1レセプトにつき**500円**の**受給者負担金**を差し引いた額を支給

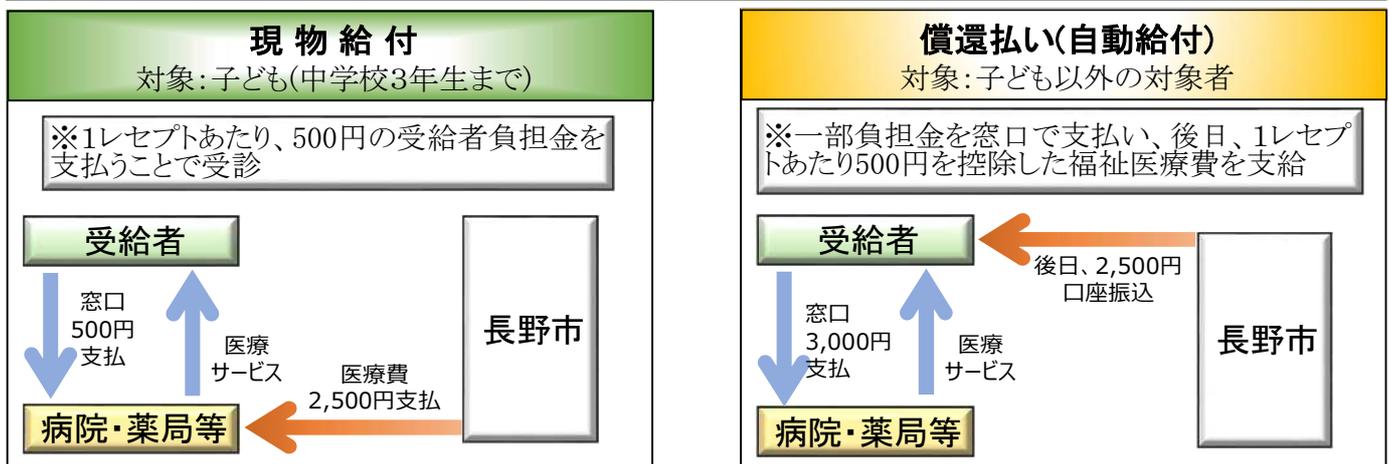
☆福祉医療制度で支給される医療費

対象となる医療費※ 内科・歯科・薬局・訪問看護・柔道整復・はり・灸・マッサージ等

受給者負担金500円を除いて福祉医療費として給付

保険者負担分 (7～9割)	窓口で支払う額 一部負担金(1～3割)			保険外金額等
	高額療養費 (所得に応じて上限額が決まる)	付加給付 (保険者が独自に定める)	自己負担分	

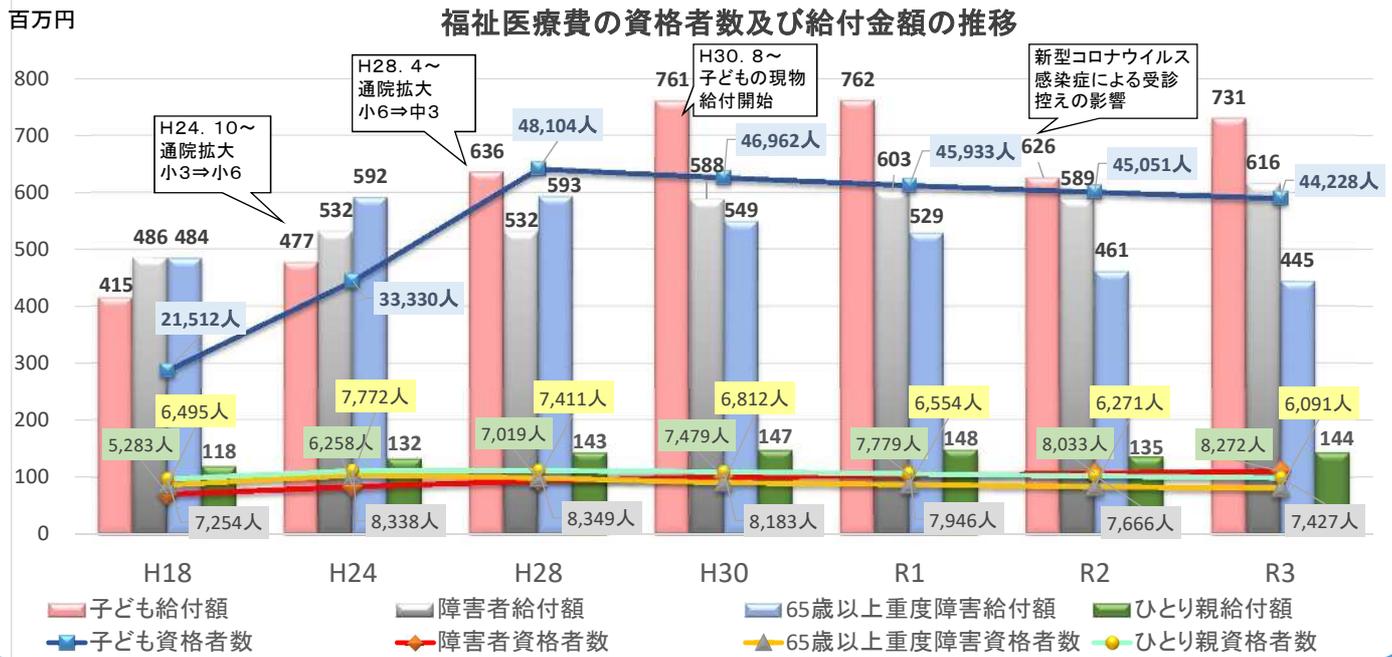
給付方法



●総医療費10,000円 一部負担金3,000円(自己負担3割)の場合

☆ 福祉医療費の受給資格者及び給付金の状況

3

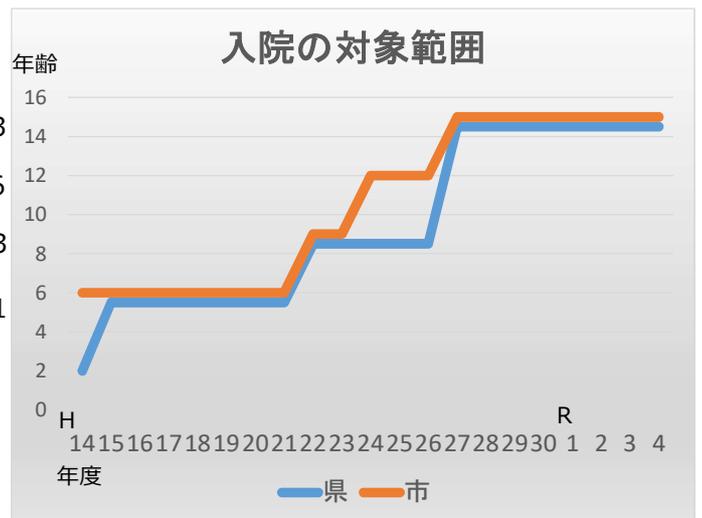


- 子どもの福祉医療費は、平成30年8月の「**現物給付**」の導入により、「**償還払い**」の平成28年度と比較して、**給付額が約1億3千万円増加**
- 障害者の給付額は、70歳未満については微増であるが、65歳以上重度心身障害者は減少傾向

☆ 子どもの福祉医療費給付の経緯

4

● 本市における対象年齢拡大の経過 (H18年度以降は「**所得制限なし**」で給付)



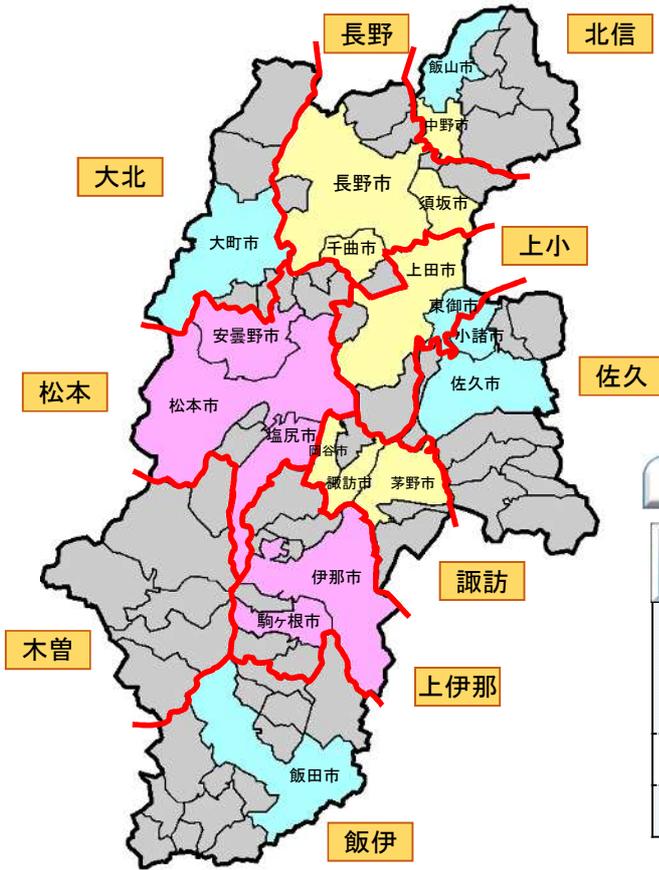
県：補助金(市町村)の対象範囲、市：給付対象の範囲

- 平成27年4月に「入院」の対象を、**小学6年生から中学3年生まで拡大**、平成28年4月には、「**通院**」も同様に**拡大**
- 平成30年8月診療分から、「**現物給付**」方式を導入(県内市町村統一)
- 「通院」については、県の補助対象範囲が16年間据え置かれたが、令和4年4月から**就学前から小学校3年生まで拡大**

☆長野県内 子どもの福祉医療費 対象範囲の状況

5

(令和4年10月現在の状況)



対象年齢

- 高3までの町村(全町村)
- 高3までの市(6市)
- R4年度から中3→高3拡大の市(5市)
 - ・松本市・安曇野市・塩尻市: R4年4月～
 - ・伊那市・駒ヶ根市: R4年8月～通院拡大
- 中学3年生までの市(8市)

受給者負担金 市町村が財政状況等を勘案した上で、それぞれの判断で設定

金額	市町村数	自治体《町村除く》
500円	45	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
300円	15	なし
0円	17	※伊那市、駒ヶ根市

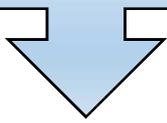
※令和4年8月～ 受給者負担金500円⇒0円

☆ご審議いただきたい内容(論点)

6

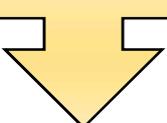
【市長の意向】 《令和4年9月議会答弁》

- 子どもの福祉医療費の拡充について、社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)に諮問し、様々な観点から闊達に議論いただき、その答申を踏まえた上で、最終的な方針を決定したい。



【市からの情報提供】

- 子どもの福祉医療費の対象拡大及び受給者負担の経緯、シュミレーションに基づく給付額の試算などの情報を提供



【議論のポイント】

- 対象範囲拡大の目的や必要性、受給者負担の在り方、医療や市の財政、周辺自治体に及ぼす影響などについて意見交換

おでかけパスポート事業 の見直しについて



おでかけパスポート事業とは

2

概要

高齢者の健康づくり、生きがいつくりの推進及び積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する満70歳以上の人に「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バス、ぐるりん号、市営バス、乗合タクシーを安価で乗車できるようにするもの

70歳以上人口：89,206人、発行人数：58,812人（令和4年4月1日現在）

取得の流れ

満70歳になる前月に、市から個別に案内

申込書に記入し、返信用封筒に入れ投函

1～2週間で引換券が届く

販売窓口等でカードを受取る

料金体系（10区分）

※平成27年9月30日までは、利用者負担額一律100円（1回）

通常運賃	150～380円	390～410円	420～440円	450～480円	490～510円	520～540円	550～580円	590～610円	620～640円	650円以上
利用者負担額	110円（下限値）	120円	130円	140円	150円	160円	170円	180円	190円	200円（上限値）

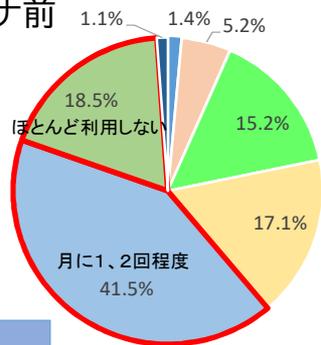
※乗継割引なし、ポイント制度あり（支払額の5%付与、水曜日3倍、土日祝日・年末年始・お盆5倍）

おでかけパスポート利用者アンケート (令和3年6月実施) 3

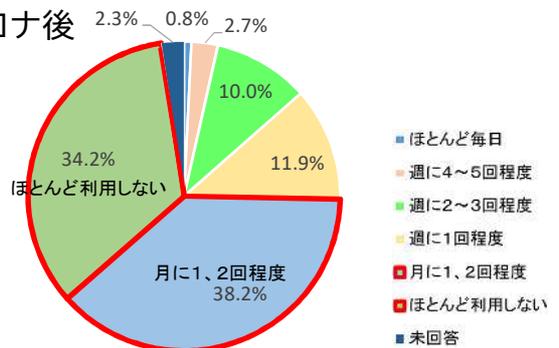
利用頻度

年間1回以上利用者3,000人を無作為抽出 (75% 2,261人回答)

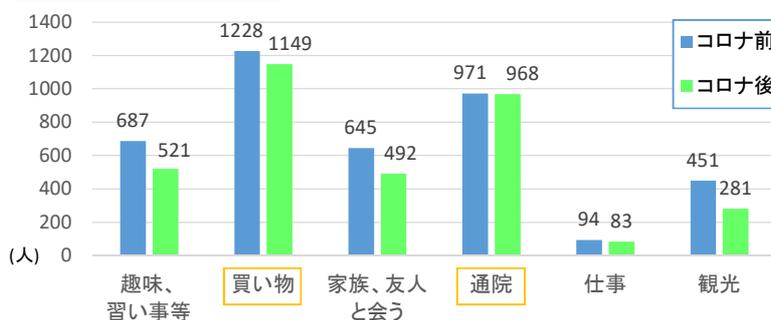
(1) コロナ前



(2) コロナ後



利用目的



問：現在の主なバスの利用目的は何ですか (3つまで)

- コロナ後は、「ほとんど利用しない」の割合が大幅に増加
- 利用目的は、「買い物」が最も多く、続いて「通院」
- コロナ後は、「観光」「趣味、習い事」「家族、友人と会う」の利用目的が、コロナ前と比較して減少

利用者及びバス事業者の負担の見直しの経過 4

平成13年4月

おでかけパスポート事業開始

- 紙のカード提示により、利用者の運賃は一律100円
- 推定利用人数×推定利用回数×(平均運賃の約1/3)を市補助金として負担
- 平均運賃に対するバス事業者負担は**3割**

平成24年10月

バス共通ICカード「KURURU」システム導入

- ICカードの導入により推定ではなく、正確な乗車回数等の把握・分析可
- 一律100円運賃(利用者負担)は維持
- 通常運賃に対するバス事業者負担は**3割** 市負担 約**39%** 利用者負担 約**31%**

※市と利用者の負担割合は年度ごとに変動

平成26年1月

バス事業者から負担額軽減の要望書の提出

平成27年10月

おでかけパスポート事業利用者負担の見直し

- 100円定額制から乗車距離に応じた従量制の利用者負担に移行
- 利用者負担は、路線バス通常運賃の3割、最低負担額は110円、但し**当分の間200円を上限**
- 料金体系は、2ページ参照
- 平成27年4月に遡ってバス事業者負担**2割**に軽減 市負担 約**43%** 利用者負担 約**37%**

おでかけパスポート事業のこれまでの利用実績

5

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
延べ利用回数※/年	1,046,818	945,610	940,959	929,452	900,651	583,425	566,904
年間利用者(人)	統計なし				26,210	18,512	18,734
通常運賃(千円)	360,659	320,210	314,630	310,285	300,331	188,876	184,772
内 長野市負担額	171,770	139,189	135,876	133,897	129,394	100,090	96,826
	負担割合 約 43%					約53%(コロナ緊急措置)	
訳 事業者負担額	72,132	64,042	62,926	62,057	60,066	17,636	18,642
	負担割合 20%					10%(コロナ緊急措置)	
(千円) 利用者負担額	116,757	116,979	115,828	114,332	110,872	71,150	69,304
	負担割合 約 37%						

※延べ利用回数は、市内バス事業者の一般路線のみを計上 ※平成27年9月30日までは、利用者負担額100円(1回)

- 令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数が大幅に減少したため、緊急措置としてバス事業者の負担割合を1割としている(既決予算で対応)
- 最も利用が多い範囲(区間)は、通常運賃 **150円～380円** で全体の**70.9%**を占める
(利用者負担110円) (※R4.2～8の実績 御開帳期間を除く)

現行の仕組みにおける課題

6

- 令和7年春のバス共通ICカード「KURURU」システム更新に伴い導入が進められている「地域連携ICカード」のシステムの制約上、おでかけパスポート料金体系(区分)を、現行の**10段階から5段階以下に見直す**必要が生じている
(※地域連携ICカードは、Suicaの機能に地域独自の高齢者割引などを設定するカード)
- おでかけパスポートを**利用すればするほど**、市及びバス事業者の**負担は増える仕組み**となっている。バス事業者は、事業者負担分を(黒字の)観光・貸切バス事業及び高速バス事業から補填してきた。バス事業者からは、更なる負担軽減の要望があり、昨今の**バス事業者の厳しい経営状況を考慮すると、負担の見直しの検討**が必要である
(※路線バスの通常運賃全体に対し、バス事業者20%、長野市約43%を負担)
- 平成27年度の見直しでは、激変緩和の観点から利用者負担額の上限を**当面の間200円**としていたが、**その後見直しされていない**
前回見直し後のバス料金の変動と合わせた検討が必要である
(※長野駅～善光寺大門 運賃：150円→190円、おでパ負担110円)

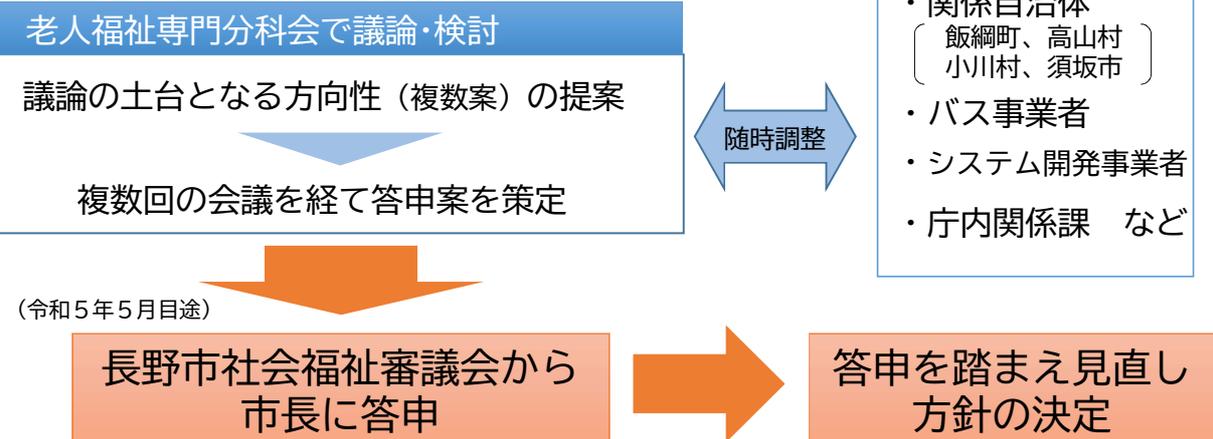
課題を踏まえた事業内容の見直し

7

事業の見直しに向けた基本方針

- 目的 健幸増進都市・長野の実現（高齢者の社会参加促進、フレイル予防）
バス利用促進
- 対象者 市内に住所を有する70歳以上の方
- 前提条件 「地域連携ICカード」の機能の範囲で見直すことが原則

諮問後の手順



スケジュール（案）

8

検討	令和4年度												令和5年度																																			
	10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月																				
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																		
・社会福祉審議会	▽(10/4 諮問)																								▽(答申)																							
・老人福祉専門分科会	▽(10/4)						▽(12/26)			▽(2/20)			▽(答申素案)			▽																																
・バス事業者との調整	→												→												→																							
・関係自治体との調整	→												→												→												実装に向けて											
・システム開発との調整	→												→												→																							
・部長会議																																					▽											
・議会													12月議会															3月議会															6月議会			▽(政策説明会)		
・記者会見																																					▽											

新たな事業の構築準備と
市民への十分な周知期間

令和7年春「新 おでかけパスポート事業」スタート

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年 3 月28日条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月30日条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和4年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	中 澤 和 彦	
こども未来部長	日 台 和 子	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	佐 藤 正 修	
保健福祉部生活支援課長	岩 山 兼 司	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	西 山 雅 文	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	長 岩 尚 寿	
保健福祉部介護保険課長	峯 村 八 郎	
保健福祉部障害福祉課長	穂 苅 修 利	
保健福祉部保健所副所長兼総務課長	島 田 武 昭	
保健福祉部保健所健康課長	長 澤 詩 子	
こども未来部次長兼こども政策課長	花 立 勝 広	
こども未来部次長兼子育て家庭福祉課長	河 西 公 志	
こども未来部保育・幼稚園課長	丸 山 隆 文	
こども未来部こども総合支援センター所長	石 坂 真	